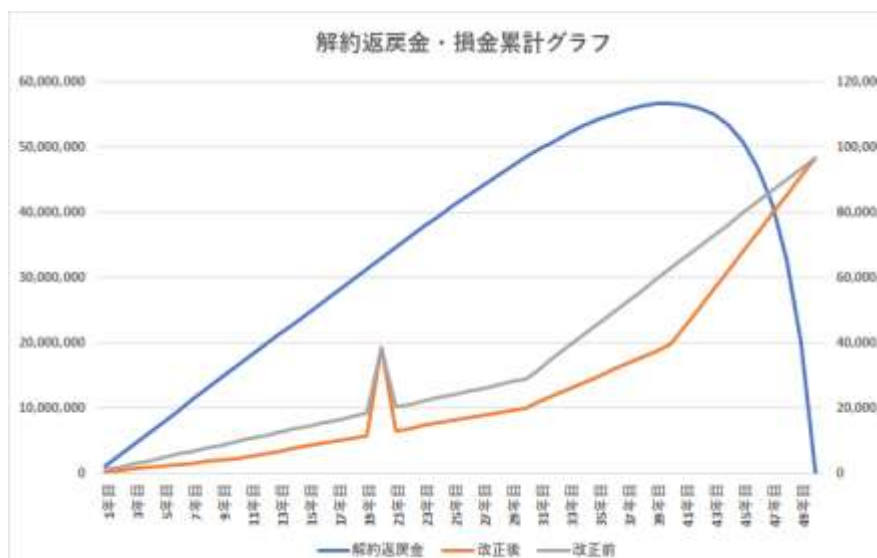


改正法人生命保険税制比較

単位：円

年数	保険料累計	解約返戻金	改正後 損金	改正後 税効果	改正後 単純 返戻率	改正後 実質 返戻率	改正前 実質 返戻率	改正前 損金	改正前 税効果
1年目	1,936,320	1,181,600	451,550	112,888	61.0%	66.9%	73.5%	968,160	242,040
2年目	3,872,640	2,847,200	903,100	225,775	73.5%	79.4%	86.0%	1,936,320	484,080
3年目	5,808,960	4,516,000	1,354,649	338,662	77.7%	83.6%	90.2%	2,904,480	726,120
4年目	7,745,280	6,189,600	1,806,199	451,550	79.9%	85.7%	92.4%	3,872,640	968,160
5年目	9,681,600	7,867,200	2,257,749	564,437	81.3%	87.1%	93.8%	4,840,800	1,210,200
10年目	19,363,200	16,334,400	4,515,498	1,128,875	84.4%	90.2%	96.9%	9,681,600	2,420,400
15年目	29,044,800	24,645,600	8,422,992	2,105,748	84.9%	92.1%	97.4%	14,522,400	3,630,600
20年目	38,726,400	33,018,400	38,726,400	9,681,600	85.3%	110.3%	110.3%	38,726,400	9,681,600
30年目	58,089,600	48,471,200	20,145,473	5,036,368	83.4%	92.1%	95.9%	29,044,800	7,261,200
40年目	77,452,800	56,749,600	39,508,673	9,877,168	73.3%	86.0%	93.6%	62,930,400	15,732,600
50年目	96,816,000	0	96,816,000	24,204,000	0.0%	25.0%	25.0%	96,816,000	24,204,000



- ・ 100歳満了保険 (50歳加入・50年)
 - ・ 最高解約返戻率 85.2%
 - ・ 最高解約返戻金 56,749千円 (40年)
 - ・ 資産計上期間① : 10年 (23.3%)
 - ・ 資産計上期間② : 20年 (40.4%)
 - ・ 取崩開始前期間 : 10年 (100.0%)
 - ・ 取崩期間 : 10年 (296.0%)
 - ・ 退職年 20年目
- ↓
- ・ 退職全期間 (解約) での差異は無!
 - ・ 損金の発生 of 時期のの違い!
 - ・ 返戻率と退職年の事前確定が重要!

第7回安心会計ボーリング大会参加者募集!

豪華賞品多数! 懇親会・打上会等にもご活用下さい!

- ・ 今回からハンデルールを変更して、より実力が反映できるようになりました!
- ・ 賞品は個人賞 (1位から10位、ベストスコア賞)、チーム賞 (1位から3位)、参加賞!
- ・ 実施したボーリングのスコアを11月15日までに提出して下さい
- ・ 参加費はお1人1000円

歯科会計

消費税改正準備

消費税課税状況（橋本会計お客様集計）と改正対応

課税区分	総 事業 者数	飲食販売（軽減税率）有		飲食購入（軽減税率）有	
		対象 事業 者数	対応	対象 事業 者数	対応
免税	144	27	軽減税率対応レジの購入 飲食販売の区分 手書き請求書・領収書	112	改正前と同様（領収書保管）
簡易	95	24	軽減税率対応レジの購入 飲食販売の区分	77	改正前と同様（領収書保管）
原則	93	26	消費税申告資料準備	87	飲食購入請求書・領収書区分 飲食購入請求書・領収書保管
合計	332	77	・ガム、グミ、キシリトール ・チョコレート ・サプリメント（バイカリア° ロデンテス、アルベックス、プラスマロ ーゲンサプリ、ヘルシパス）	276	・新聞（定期購読） ・テイクアウト飲食品 ・飲食の贈答品

（１）飲食販売（軽減税率）がある場合の対応

- ① 免税の場合は消費税申告がないので飲食購入者に軽減税率対応の請求書・領収書の発行ができる準備（軽減税率対応レジ等）が必要です。医療関係の場合には飲食購入者は患者さんがほとんどで事業者ではないため、また、飲食販売の件数も少ないので手書きの請求書・領収書での対応も検討して下さい。
- ② 簡易課税・原則課税の場合
飲食販売（軽減税率）の売上を区分集計しなければ消費税申告に対応できないので、軽減税率対応レジ等の購入をお勧めいたします。（**軽減税率対策補助金 A-1 型申請検討**）
購入しない場合には、飲食販売（軽減税率）の売上を通常の販売品の売上と区分して集計することが必要となります。

（２）購入品に飲食（軽減税率）がある場合の対応

- ① 免税・簡易課税の場合には購入品について消費税集計が必要ないため、改正前と同様に領収書の保管をしていただくことで足りります。
- ② 原則課税の場合には、購入品の消費税集計が必要なため飲食購入（軽減税率）の請求書・領収書の区分と保管が必要となり事務負担が増加します。

ドクター会計

時間外労働等改善助成金のご案内

(勤務間インターバル導入コース)

政府の「働き方改革」推進に伴い、労働時間の設定の改善等、労働環境改善の取り組みを行った企業に対し、その実施費用について助成金が設けられています。(時間外労働等改善助成金)

この助成金には5つのコースが設けられていますが、そのうち、「勤務間インターバル導入コース」についてご案内します。

1. 概要

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務まで一定時間以上の休息時間を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、平成31年4月から、制度の導入が努力義務となりました。

勤務間インターバルを導入し、設備投資を行った場合には、最大で100万円まで助成されます。

2. 支給対象となる取り組み

- ① 労務管理担当者に対する研修
- ② 労働者に対する研修
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組(求人広告、パンフレット作成等)
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア・機器の購入・更新(勤怠管理ソフトやICカードの導入等)
- ⑦ テレワーク用通信機器の導入・更新
- ⑧ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(セルフレジ、業務システム等生産性向上により労働時間が減少するもの)

※パソコン・スマートフォン・タブレットは対象外

3. 支給額

補助率は4分の3となっていますが、下記の上限額を超える場合は、上限額となります。

また、常時使用する労働者数が30名以下かつ、⑥から⑧を実施する場合で、その金額が30万円を超える場合は、補助率5分の4となります。

支給上限額

休憩時間数	新規導入に該当する場合	適用範囲の拡大、時間延長の場合
9時間以上 11時間未満	80万円	40万円
11時間以上	100万円	50万円

4. 申込手続

2019年11月15日(金)必着で、事業実施承認申請等必要書類を労働局に提出する必要があります。ただし、国の予算制約があるため、11月15日以前に締め切られる場合があります。

医療承継

準確定申告について

年の途中で亡くなった人が事業を行っていた場合など、所得税の確定申告書を提出する必要があるときは、その年の1月1日から死亡した日までの所得金額及び税額を計算し、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に申告と納税を行う必要があります。これを「準確定申告」といいます。

<準確定申告が必要なケース>

- ・給与収入が2000万円以上である場合
- ・2ヵ所以上から給与をもらっていた場合
- ・公的年金等の収入が400万円を超えた場合
- ・亡くなる前に生命保険などの満期金や一時金を受け取っていた場合
- ・土地や建物を売却していた場合
- ・事業所得、不動産所得がある場合

<準確定申告で税金が戻るケース>

源泉徴収などにより既に納めている税金がある場合には、以下を加味すると税金が戻る可能性があります。

- ・高額医療費を支払っており医療費控除が受けられる場合
- ・源泉徴収された給与収入のみで年末調整が行われていない場合
- ・その他各種控除を受ける場合（ふるさと納税など）

<申告上の留意点>

●医療費控除の対象となるのは、死亡日までに被相続人が支払った医療費です。死亡日後に支払った医療費については、負担した相続人の確定申告において医療費控除が可能です。また、死亡日後に支払った医療費は相続税上債務控除の対象となります。

●生命保険料、社会保険料、地震保険料控除など各種保険料控除の対象となるのは、被相続人が死亡日までに支払った金額です。

●年の途中で亡くなった場合、給与や年金の源泉徴収票、各種保険料の控除証明書などは相続人が個別に各所に申請のうえ取り寄せる必要があります。

●家賃収入がある場合は、亡くなった日までの収入を準確定申告により申告し、亡くなった日以降の収入分に関しては相続人にて不動産所得の申告が必要になります。